

奈良県告示第百八十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年八月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
担い手育成基盤整備事業	平成十一年三月十八日	田原東地区 柚ノ川工区	平成十年度から平成二十一年度まで	平成二十一年六月二十六日